

第79号

なら農業委員会だより

発行 令和7年4月1日
発行・編集 奈良市農業委員会
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL 0742-34-4776
FAX 0742-34-4797

特集

特集第4弾 農家からの声

仲川市長に農家からの意見書を提出



新

がんばるファーマー No10



若手農業者グループ「奈良市4Hクラブ」

いたどり

かづみ

出屋敷町

虎杖

寿充さん

特集 第4弾 農家からの声

日々、農家の方々からは、農業委員会に対して、様々な相談やご意見が寄せられます。内容は、「農地の相続」「農地転用」、「有害鳥獣対策」「担い手不足」「遊休農地の増加」「農薬・肥料の高騰等経費の増加」等多岐にわたります。

農業委員会だよりでは、皆様からのご相談やご意見に、『農家からの声』のコーナーを設け、毎号特集を組んでいます。

今回は、鳥獣害対策について紹介します。

①【有害鳥獣の捕獲対策】

特集第1弾で書かせていただいたとおり、奈良市では、イノシシ、アライグマ、サル、ニホンジカを有害鳥獣として「奈良市鳥獣被害防止計画」を策定しています。ただし、ニホンジカについては、月ヶ瀬地区と都祁地区のみが捕獲対象です。それ以外の市内に生息しているニホンジカは、天然記念物に指定されており、奈良県が策定している「奈良市ニホンジカ適正管理事業実施計画」に基づき毎年捕獲頭数を決定されており、これ以外に捕獲することはできません。

②【有害鳥獣対策の新たな動き】

令和6年度、従来から奈良市で実施している「奈良市有害鳥獣防除施設設置事業補助金」が一部拡充されました。これまで、高さ1.8m

以上の防除施設については、補助上限55%だったものが、ニホンジカの捕獲頭数に制限のある月ヶ瀬地区と都祁地区以外の地域では70%に引き上げられています。

被害防止対策は、個々で電柵等の設置を行う方法と広域でメッシュフェンス等の柵を設置する方法があります。広域で行う場合には、一団の農地の周囲をフェンスで囲うことから、より効果的であると思われます。また、農道等の出入口には扉を設置することになります。

【電気柵の設置】

電気柵の正しい設置方法については、パンフレット等をよく確認し、十分に効果が発揮できるように、草刈りや、設置場所の整備などをおこなってください。

【狩猟免許の取得】

有害鳥獣対策として、狩猟免許取得をお考えになる方もおられると思います。奈良市では、免許取得の際にかかる費用のうち、狩猟免許試験の申請手数料および講習会費用の全額を助成する制度を設けています。免許試験は、知識試験、適正試験、技能試験の3つからなります。免許取得後に、奈良県猟友会の奈良市内の支部にご登録いただき、有害鳥獣駆除へご参加いただくことが助成をうける要件となっています。

【行政に対する意見書について】

令和6年の11月～12月に農家の皆様に、農業委員会独自のアンケート調査を行いました。その結果を奈良市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」に反映していきます。アンケート調査にご協力いただいた皆様どうもありがとうございました。

農委・推委の声（※委員につきましては、なら農業委員会だより第76号を参照してください）



中畑 明文 委員
(辰市地区)
農業委員

昨年12月13日の全国農業新聞にこんな記事が載っていました。農水省は令和6年11月19日、2024年産米の10月の相対取引価格が全銘柄平均で玄米60キロあたり2万3,820円（前年同月比57%上昇）になり、単月としては同省が同価格を調査・公表するようになった06年産米以降で最高値を記録したと公表しました。価格が上がっても農家の利益が単純に上がるわけではなく、本来なら、もっと安い価格で、おいしいお米をみなさんに食べてもらいたいものだと感じる次第です。



竹中 正彦 委員
(東市地区)
推進委員

昨年の7月から、農業委員会の部門担当で、遊休農地の解消活動をおこなうことになりました。今回は、北村町（北村城跡近く）のほ場をお借りして、遊休農地の解消活動をおこないます。奈良市北村町の北部の丘陵上には北村城という城跡があります。皆さんも、一度散策に訪れてみてはいかがでしょうか。推進委員として、今後も現在の農地を荒廃させないよう、声掛けをおこなうなど、微力をつくしていこうと思います。今後とも皆様のご協力をお願いします。

【市長に意見書を提出】

農業委員会等に関する法律第38条に基づく「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出にあたり、事前に農業者及び消費者を対象に「農業・農産物に関するアンケート」を実施し、493名の方からご回答をいただきました。

《アンケート結果》

【経営状況】

農業を営む農家のうち雇用者がいない農家は83%で、大半が家族経営。後継者がいない農家は、45%と半数近くが担い手に不安を抱えている結果となりました。

【農地の利用状況】

回答があつた農家のうち、自作地及び借入地で経営されている方は、延べ323名に対し、今後は、自作地及び借入地で耕作を継続される方は、延べ274名と農地の遊休化が懸念されます。

※なお、農地のみ所有されている方のうち、今後、貸付、売却を希望される方は38%あるものの、多くは遊休農地の解消が見込まれないや転用を検討しているとの回答でした。



【鳥獣被害状況】

農作物を耕作されている方のうち、「鳥獣による農作物被害があつた」と回答された方は、69%、東部山間地域では、85%と特に東部山間地域での被害の大きさがうかがえます。

その他、農地の有効活用や農業を衰退させない意見として、有害鳥獣対策の充実や新規参入者を含む担い手の確保などを望む声が多数ありました。ご協力いただきました皆様、貴重なご意見を伺うことが出来、本当にありがとうございました。

これらのアンケート結果を踏まえ、令和6年9月18日、農地等の利用の最適化の推進に向けた取り組みである、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約の促進及び新規参入の促進のための施策の推進に関する意見書を仲川市長に提出し、その後、農業・農地の課題について、積極的な農業施策が展開されるよう意見交換を行いました。

【意見書の主な内容】

- 一、担い手の確保、育成支援
- 二、「地域計画」における目標地図（素案）作成に向けた協力
- 三、遊休農地発生防止・解消対策
- 四、有害鳥獣による被害対策
- 五、農業生産基盤の保全対策
- 六、社会情勢及び異常気象による影響を受けた農業者に対する支援
- 七、地産地消と価格の安定に向けたブランド化への取り組み

農業委員会委員の任命について

この度、1区奈良地区の推進委員1名を任命しましたのでお知らせします。



氏名 中江 敏浩
住所 奈良市白毫寺町814番地1
電話 0742（22）0714

令和6年遊休農地解消活動

（in北村町）

令和6年は、北村町（北村城跡近く）に遊休農地解消活動のモデルほ場を設置しました。委員自らが肥培管理（草刈・耕起・定植・収穫・整地等）する事で遊休農地の解消に向けた啓発活動を行っていきます。



令和6年11月に、草刈りと耕起作業後に、タマネギの苗の植え付けを行いました。
今年の収穫を、今から楽しみにしたいと思います。

お悔み申し上げます

故辻中二三夫（奈良地区）令和6年5月18日ご逝去
農業委員会活動にご尽力いただいております
辻中二三夫委員がご逝去なさいました。
謹んでお悔み申し上げます。（敬称略）



ちぢみ小松菜

虎杖 寿充さん (38歳)

今回は、出屋敷町で新規就農者として活躍しておられる虎杖(いたどり)さんにお会いして、お話を伺いました。

虎杖さんは、当初飲食店に勤めておられたのですが、料理をするうちに食材に興味を持たれ、自ら食材を育ててみようと思い、10年ほど前に一念発起、お父様の田んぼを借り受け農業をはじめられました。

最初は、ホウレンソウを育てていたのですが、ならやまの道に出荷した際に、お店の方から、「ちぢみ小松菜」の事を教えていただき、興味を持ち、栽培をはじめられたそうです。

今では、出屋敷町にビニルハウスを8棟所有されており、「ちぢみ小松菜」の他「トマト」「米」も栽培されています。

「ちぢみ小松菜」は、「ちぢみ菜」と「小松菜」を掛け合わせて開発された品種です。従来の小松菜と比べ、葉が厚く、葉の表面にちりめん状のシワが入る事から、「ちぢみ小松菜」といいます。普通の小松菜や他の野菜に比べてカルシウムが非常に多く、ホウレンソウの5倍のカルシウムが含まれています。

取材に伺った日は、12月にしては、暖かく、良い天気で、青々とした「ちぢみ小松菜」の葉が目眩しく映りました。

農地を貸したい方、借りたい方を募集 !!

(公財)なら担い手・農地サポートセンターでは、農地の出し手(貸したい方)から農地を借り受け、受け手(借りたい方)にマッチングします。

【募集期間】

出し手(貸したい方): 随時受付
受け手(借りたい方): 随時受付し、年5回公表します。
対象農地: 農業振興地域内の農地
※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。
※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、7月、9月、11月、1月、4月の5回行います。

【お問い合わせ先】

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター (農地中間管理機構)
〒634-0065 橿原市畝傍町53番地
☎ 0744-21-5020
HP: <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>

※なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。安心してご利用ください。



【播種機】一度に6列の種を播けるすぐれ物です

取材をさせていただく中で、ホウレンソウは、鍋に入れて、熱を加えると縮んでしましますが、「ちぢみ小松菜」は、鍋に入れて熱を加えても、しっかり形を留めるので、美味しくいただけるのだと教えていただき、家に帰って早速、鍋にして食してみました。見た目の緑色の美しさに加えて、食べるとほんのりと甘みも感じられ、とても美味しくいただくことができました。「ちぢみ小松菜」は、奈良市ならやまにある、『旬の駅 ならやま』や、『大和情熱野菜近鉄奈良店』等で購入いただくことができます。

農作業は、ご夫婦で協力しておこなっておられ、平均週6日の作業時間と伺いました。

また、繁忙期には、アルバイトを雇い、出荷作業をされています。出荷時間について伺ったところ、冬場は早朝に収穫しようとする、寒さで葉が凍ってしまっている為そのまま収穫して、袋詰めをすると、葉がしおれてしまうことから、9時から10時ごろまでは収穫できないそうです。葉が凍らない工夫としては、不織布をかけて凍らないようにされています。

農作業はどうしても、朝から晩まで長時間に及び、重労働になることから、できるだけ効率良く、農作業をおこなおうとされている工夫が見受けられました。

虎杖さんのお話を伺いながら、新規就農者をもっと増やしていくためには、農業の世界でも、働き方改革をはじめ、さまざまな改革が必要であると改めて感じました。

農業委員会では、これからも、新規参入者を増やしていくことが必要と考えております。まわりに、これから農業を始めたいという人がおられましたら、地域の農業委員や推進委員、あるいは農業委員会の窓口までご相談にお越しく下さい。

虎杖さん、お忙しい中、お時間をとっていただき、取材へのご協力をいただきありがとうございました。

この、コーナーでは次回も若手農業者を取材する予定です。ご期待ください。

登彌神社（筒粥祭）

二月一日に登彌神社で、その年の三十七種類の作柄の出来・不出来を占う「筒粥祭」が行われました。

今年は、ほうれんそうの出来が良いという結果になっています。

我が国の神々は、日の神様たる天照大神をはじめ天地自然、山川草木の悉くが、皆神としてまつられ、祭祀も農事を中心として行われるものであります。

当神社の筒粥祭は毎年二月一日（旧暦小正月）の未明に行われ、その年の五穀や野菜など三十七種の作柄の出来、不出来を粥占の神事により、神様の御諭しを頂く、当社伝統の神事であります。

因みに昭和五十七年三月一日、奈良市より無形文化財の指定を受けております。

令和七年度 筒粥祭御占

品 種	吉 凶	品 種	吉 凶
ひのひかり	下	トマト	下
きぬひかり	下	胡 麻	下
あきたこまち	下	ピーマン	中
ひとめぼれ	下	あきひめ	下
こしひかり	下	アスカルビー	下
たかごころ	下	古 部 華	中
人 参	下	ゆめのか	下
大 根	中	かおり野	下
牛 蒡	中	甘 藷	下
黒 豆	下	馬 鈴 薯	下
大 豆	下	里 芋	下
小 豆	下	西 瓜	下
豌豆	下	ま ぐ わ	下
白 菜	上	キャベツ	下
ほうれんそう	上	いちじく	下
胡 瓜	下	ぶ とう	下
南 瓜	下		



奈良市賃借料情報

地域の実勢にあった賃借料情報を提供いたします。令和6年1月1日から令和6年12月31日までに、農地法及び農業経営基盤強化促進法により、賃貸借契約された賃借料の水準は、左記のとおりとなっています。

なお、この賃借料は目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者間で話し合いの上で決めてください。

※田の中部、西部及び茶畑の東部地域につきましては、賃貸借件数が少ないため記載しておりません。
※金額の算定については、10円未満を四捨五入で表示しています。

田 10aあたり

(単位:円)

地域別	令和6年				(参考)
	平均額	最高額	最低額	件数	令和5年平均額
中部	—	—	—	—	15,500
西部	—	—	—	—	13,000
南部	6,751	8,790	2,600	8	—
東部	8,753	10,920	7,200	3	5,830
月ヶ瀬・都祁	8,768	18,050	2,250	23	7,130
(参考) 奈良市平均	8,392				7,684

※賃借料を物納支給している場合は、米30kgあたり7,200円に換算しています。

茶畑 10aあたり

(単位:円)

地域別	令和6年				(参考)
	平均額	最高額	最低額	件数	令和5年平均額
東部	—	—	—	—	—
月ヶ瀬・都祁	18,048	30,000	2,910	21	13,650

農地は無断転用できません！

- ・農地を住宅・資材置場等に利用する時
- ・一定規模以上の農地造成を行う時
- ・農地転用をする時は

許可申請・届出が必要！

【農業委員会事務局 農地係】
☎ 0742 (34) 4776 (直通)

ストップ

農業者年金受給者の皆さんへ

現況届の提出について

5月末頃に現況届が直接受給権者宅に送付されますので、**6月中**に出張所・行政センター・農業委員会事務局等へ**必ず**提出して下さい。

経営移譲年金受給者は、農業経営に関する諸名義を確認の上で、提出をお願い致します。

※お問い合わせ※(独)農業者年金基金 給付課
☎ 03 (5919) 0337

農業者年金未加入の皆さんへ

農業者年金で安心・豊かな老後を

① 終身年金であり

② 支払う保険料が35歳未満で最大1万円の国庫補助(一定の要件あり)があり

③ 保険料全額が社会保険料控除対象になる！
※他にもメリットがあります

(独) 農業者年金基金

業務部適用・収納課

☎ 03 (5919) 0335



全国農業新聞



経営とくらしに役立つ情報をお届けします！
農家のための情報誌

「全国農業新聞」

◆発行日 週1回(金曜日)

◆発行元 全国農業会議所

◆購読料 月700円
[送料・税込み]

○お申込は農業委員会事務局
(34-4776) まで。

【編集後記】

編集後記の初稿を仕上げるタイミングで、気象庁から、今年2月～4月の3ヶ月予報が発表されました。

それによると、今年の桜の開花は平年並みの見込みとのことです。この委員会だよりが皆様のお手元に届く頃には、桜の見ごろは過ぎてしまっていることと思います。

農業者の皆様におかれましては、田畑での作業が増える時期ですので、農業機械等でお怪我がないよう十分ご留意願います。

農業委員会では、より充実した紙面で、いっそう親しまれる広報誌づくりを目指し、皆様のご意見・ご感想・情報等をお待ちしております。

連絡先は、農業委員会事務局または、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員までお願い申し上げます。

【農業委員会 第3部門 推進委員

尾ノ井 博己】

